写

日医発第1346号（保険）
令和６年11月６日

都道府県医師会
労災保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
細　川　秀　一
（公　印　省　略）

労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨の実施について

労災保険では、被災労働者の保護の観点から、被災労働者が費用負担することなく医療機関で療養を受けられる労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）の制度があり、都道府県労働局より医療機関に対して勧奨を行ってきたところです。

今般、令和５年度の指定医療機関の増加件数が例年に比べ低調となったことを受けて、労災の指定申請を勧奨する取組を新規に開設した医療機関や診療所等を対象として実施する旨、厚生労働省労働基準局補償課長より周知依頼がありましたのでご連絡いたします。

具体的には厚生労働省からの依頼を受けた公益財団法人労災保険情報センターより、リーフレット等を送付して勧奨することとなります。（詳細は添付資料の【参考資料】をご参照ください。）

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

［添付資料］
・労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨の実施について
（令和６年10月30日基補発1030 第１号厚生労働省労働基準局補償課長）
・【参考資料】労災保険情報センターから医療機関への資料一式

基補発 1030 第 1 号
令和６年 10 月 30 日

公益社団法人日本医師会
　常任理事　細川　秀一　殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨の実施について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労災保険では、被災された労働者の保護という観点から、患者が費用の負担をすることなく医療機関で療養を受けられる労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）の制度を推進しております。

これまでも貴会の御協力をいただきつつ、都道府県労働局において医療機関に対して指定医療機関となっていただくよう勧奨を行ってきたところですが、昨年度の指定医療機関の増加件数が伸び悩む結果となりました。

これについては様々な要因が考えられるところですが、改めて指定医療機関を拡充すべく、都道府県労働局だけでなく、公益財団法人労災保険情報センターからも労災診療被災労働者援護事業を周知する一環として、新規に開設した医療機関や診療所等に対して、別添のリーフレット等を活用し、労災の指定申請を勧奨する取組を実施することといたしました。

近年では、労災保険への脳・心臓疾患や精神障害の請求件数が増加傾向にあるなど、労災保険指定医療機関の重要性はますます高まってきております。また、指定を受けていただければ「労災保険指定医療機関」を標榜することができ、厚生労働省のホームページにおいて検索できるようになります（※）。

つきましては、貴会におかれましても本取組についてご理解いただくとともに、各都道府県医師会及び貴会会員各位に対してお知らせいただけますと幸いです。

※　厚生労働省ホームページ（労災保険指定医療機関検索）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousai_iryoukensaku.html

参考資料

ご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども公益財団法人労災保険情報センター（略称：RIC）は、労災保険に関わる各種事業の実施を通じて、労働者の方々の福祉の増進に寄与することを目的とし、国から認可された法人です。

さて、厚生労働省では、かねてより、労災事故に被災した労働者の方が、診療費を自己負担することなく、安心して療養に専念できるよう、労災保険指定医療機関の指定促進に取り組んでいます。
RIC では、この度、厚生労働省からの依頼を受け、この取組に協力することといたしました。

労災保険指定医療機関制度について、裏面のとおりご案内させていただきますので、手続等の詳細につきましては、同封の「労災保険指定医療機関の指定手続のご案内」の裏面に記載されている貴医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局にお尋ねください。

また、RIC では、「労災保険指定医療機関」に厚生労働省から労災診療費が支払われるまでの間、請求された診療費と同額を無利子で立て替え払いする制度（厚生労働省の補助事業）を行っております。
労災診療を行う医療機関様の経済的負担を軽減する上で、非常に有用な制度と考えておりますが、この制度を利用するには労災保険指定医療機関の指定を受ける必要があります。
RIC 作成のパンフレット「立替払契約と支援契約のご案内」を同封いたしますので、私ども RIC とのご契約についてもご検討いただけると幸いです。

この案内の制度などに関して、ご意向やご相談などがありましたら、同封の「アンケート（ご相談シート）」を下記送付元へ FAX でお送り願います。

敬具

（送付元）
公益財団法人労災保険情報センター（略称：RIC）
労災医療部 援護事業課

〒112-0004
東京都文京区後楽１丁目４番 25 号
TEL：03(5684)5516
FAX：03(5684)5521

（裏面）

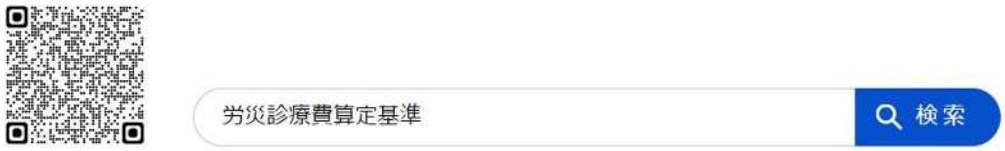
○「労災保険指定医療機関」とは

国に代わって被災労働者に対し、労災保険の療養の給付を行っていただく医療機関です。申請費用はかかりません。

○労災診療費の算定上の特長

原則として健康保険に準拠していますが、１点当たりの単価は健康保険を上回る金額（12 円または 11.5 円）で算定できます。

また、特定の項目には労災独自の算定基準を設けています。



↑算定基準の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei0604.html

○労災保険指定医療機関のメリット

・　労災保険指定医療機関の指定を受けていない医療機関は、患者様に診療費の全額を請求する必要があり、患者様の負担が大きくなります。

このため、一般的には、労災保険指定医療機関での受診が勧められていると思われますので、労災保険指定医療機関の指定を受けると、厚生労働省のホームページで検索できるようになり、労働災害に遭われた患者様が来院しやすくなります。

・　上述のとおり、労災保険指定医療機関の指定を受けていないと、医療機関様において、患者様から診療費の全額を支払ってもらう必要がありますが、指定を受けると、国に全額請求することになります。診療費の請求は月ごとにまとめて計算するため、患者様の来院時ごとの窓口での計算作業は不要になります。

・　オンラインでのレセプト請求が可能になります（導入費用に係る支援金の支給、請求時の加算があります。）。

・　算定内容の審査だけではなく、業務や通勤による傷病と認められる必要があるため、特に初回の請求については、翌月に支払われるとは限りませんが、RIC と契約すればその月のうちに、請求した金額の立替払いを受けることも可能です。

この制度の概要については、添付の「立替払契約と支援契約のご案内」の「立替払（国の補助事業）」のページをご参照ください。

医療機関の皆さまへ

労災保険指定医療機関の指定手続のご案内

労災保険指定医療機関は、労災保険における療養の給付を国に代わって行っていただくもので、労働災害に被災した労働者は、労災保険指定医療機関で、費用を負担することなく療養を受けることができます。

診療に要した費用は、全額、国に請求していただくことになります。

申請に費用はかかりませんので、ご検討いただけますようよろしくお願いします。

○労災診療費の算定上の特長

- 1点当たりの単価は**健康保険を上回る金額で算定できます。**
 【12円または11.5円】
- **労災保険独自の基準で算定できる**項目があります。

＊労災診療費算定基準の詳細については、こちらをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei0604.html

○労災保険指定医療機関の指定を受けていただくと

- 労災保険の患者様が**来院しやすくなります。**
 厚生労働省ホームページで検索できるようになります。
- 診療費を、**診察のつど算定する必要がありません。**
 診療費は1か月分をまとめて労働局に請求してください。
- レセプトの**オンライン請求ができます。**
 導入に要した費用に対する**支援金や診療費請求時の加算**があります。
- 診療費が支払われるまでの間、（公財）労災保険情報センターの貸付（立替払い）の制度を利用して、**当月中に請求した診療費と同額を受け取ることができます。**
 ※別途、（公財）労災保険情報センターとの契約が必要です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0807	札幌市北区北7条西1－2－6　NCO札幌	011-716-2080
青森	030-8558	青森市新町2－4－25　青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通１－９－15　　盛岡第２合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1　仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7－1－3　秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3－2－1　山交ビル	023-624-8227
福島	960-8513	福島市花園町5－46　福島第二地方合同庁舎	024-529-5376
茨城	310-8511	水戸市宮町1－8－31　茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1－4　宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2－3－1　前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11－2　ランド・アクシス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8625	千葉市中央区中央4－11－1　千葉第2地方合同庁舎	043-202-2370
東京	110-0005	台東区上野1－10－12　商工中金・第一生命上野ビル	03-5812-8391
神奈川	231-0006 231-8434	横浜市中区南仲通3－32－1　みなとファンタジアビル 横浜市中区北仲通5－57　横浜第2合同庁舎　※R6.12.9～移転予定	045-222-6625 ※変更なし
新潟	950-0965 950-8625	新潟市中央区新光町16－4　荏原新潟ビル 新潟市中央区美咲町1－2－1　新潟美咲合同庁舎2号館　※R6.11.5～移転予定	025-283-2123 ※変更なし
富山	930-8509	富山市神通本町1－5－5　富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3－4－1　金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1－1－54　福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1－1－11	055-225-2856
長野	380-0846	長野市旭町1108　長野第二合同庁舎	026-480-0707
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5－13　岐阜合同庁舎	058-245-8181
静岡	420-0859	静岡市葵区栄町4－10　　静岡栄町ビル	054-653-6050
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2－3－1　名古屋広小路ビルヂング	052-855-2148
三重	514-8524	津市島崎町327－2　津第2地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14－15　滋賀労働総合庁舎	077-522-1131
京都	604-8171	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577－2　井門烏丸姉小路ビル	075-211-4100
大阪	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1－15－10　大阪中央労働総合庁舎	06-7711-0740
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1－1－3　神戸クリスタルタワー	078-367-9157
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163―1　新大宮愛正寺ビル	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2－3－3　和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2－89－9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134－10　松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-0984	岡山市北区桑田町1－36　　岡山地方合同庁舎	086-206-1821
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6－30　広島合同庁舎第2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市中河原町6－16　山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6－6　徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3－33　高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛媛	790-0006	松山市南堀端町5－8　オワセビル	089-998-6580
高知	781-9548	高知市南金田1－39　高知労働総合庁舎	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2－6－26　安川産業ビル	092-433-7225
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3－3－20　佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7－1　TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2－10－1　熊本地方合同庁舎	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17－20　大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3－1－22　宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14－10 天文館NNビル	099-216-8616
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2－1－1　那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-7805

【問合せ先】

〇労災保険指定医療機関の指定を受けるための手続等について
　貴医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせをお願いします。

〇労災診療被災労働者援護事業（診療費の立替払い）について
　公益財団法人労災保険情報センター（略称：RIC）
　　労災医療部援護事業課　　電話　03（5684）5516

（R6.10）

労災保険指定医療機関の皆さまへ

立替払契約と支援契約のご案内

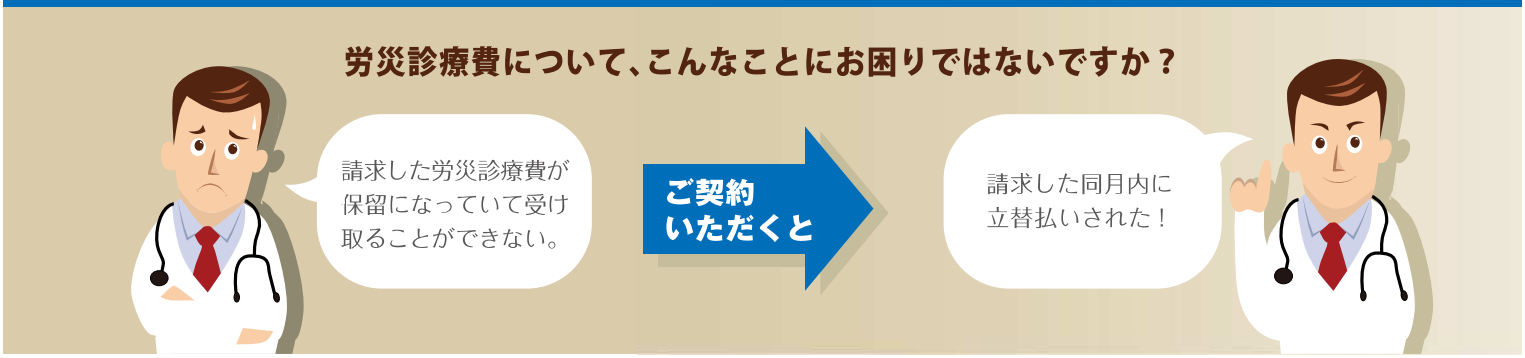
（保険・互助）



公益財団法人 労災保険情報センター

立替払（国の補助事業）

立替払契約
（労災診療援護貸付金貸付契約）



労災保険指定医療機関の皆さまが請求された労災診療費については、国が労災として認めるか否かの決定やレセプトの内容の調査・審査を行うため、支払いまでに日数を要する場合があり、その間、支払いが受けられません。
この不利益を解消するため、RICでは、ご契約いただいた医療機関の皆さまに、国から労災診療費が支払われるまでの間、請求された労災診療費と同額を無利子で立て替えてお支払いします。

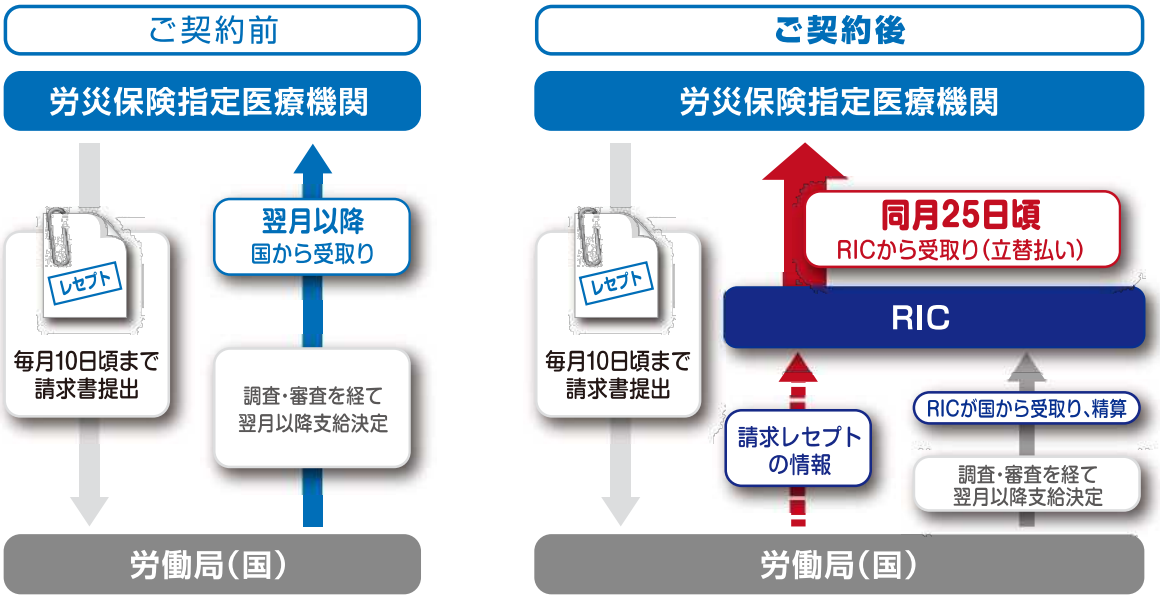
ご契約いただくと

請求した労災診療費の同額を同月内に受け取ることができます。
毎月10日頃までの請求分を、RICが同月25日頃に立替払いします。

立替払いは、無利子・無担保で、費用がかかりません。

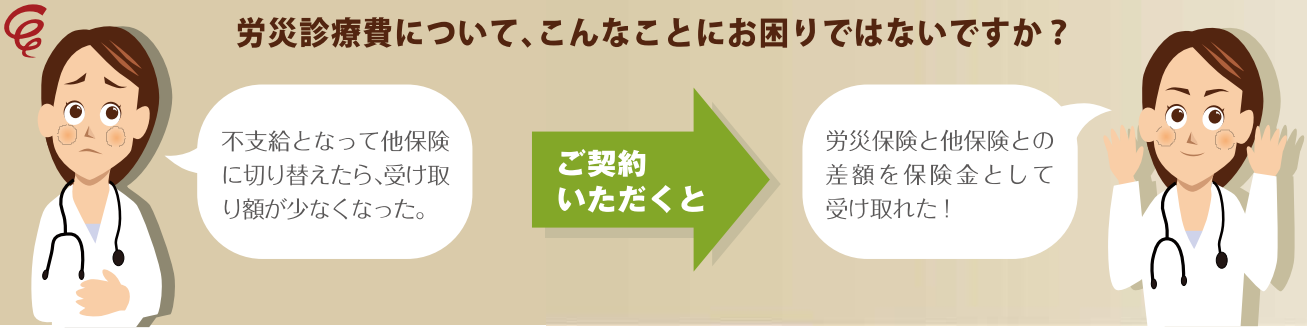
精算手続きが簡単です。
精算は、国が支給決定した額をRICが受け取ることで行われます。

立替払の流れ



保険（労災保険と健康保険等との差額の補償）

支援（保険・互助）契約
（労災診療補償保険支援契約）



請求した労災診療費が不支給になると健康保険等の他保険に切り替えることになりますが、その場合、初診料や再診料、四肢の傷病に対する特例や診療単価など、労災保険と健康保険等との支給基準の違いから差額が生じます。
このような場合、RICでは、ご契約いただいた医療機関の皆さまに、この差額分を保険金としてお支払いします。

ご契約いただくと

請求した労災診療費が不支給となり健康保険等に切り替えた場合、労災保険と健康保険等との差額を保険金として受け取ることができます。



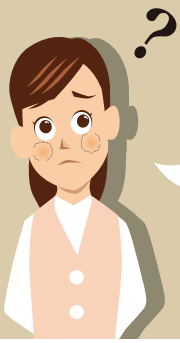
保険金支払の流れ（実例）

ご契約前		ご契約後	
労働局へ請求	1,268,972円	労働局へ請求	1,268,972円
不支給決定	0円	不支給決定	0円
健康保険等へ請求 本人負担分は労働者より受領	892,340円	健康保険等へ請求 本人負担分は労働者より受領	892,340円
		RICへ保険金請求	
		RICより保険金を受領 （1,268,972円－892,340円＝376,632円）	376,632円
総受領額	892,340円	総受領額	1,268,972円

注）ご契約にあたっては、「労災診療補償保険普通保険約款」及び「労災診療補償保険重要事項説明書」を必ずご覧ください。

互助

支援（保険・互助）契約
（労災診療補償保険支援契約）



労災診療費について、こんなことにお困りではないですか？

労災医療制度が難しい。
算定方法や請求方法が
わからない。

**ご契約
いただくと**

今までわからなかった
ことが解決した！



ご契約いただいた医療機関の皆様の互助のために

労災医療制度や労災診療費算定基準等の最新の情報を掲載した RIC発行図書をお配りします。

【提供図書例】



「労災診療費算定実務講座」
労災診療費の基本的な算定例や誤りやすい算定例を、具体的に多数掲載しています。
誤請求を防ぐ最良の図書です。



「労災医療ガイドブック」
労災診療費、看護費、通院費、柔道整復費、はり・きゅう費、アフターケア制度や補装具等の給付内容や申請手続きなど、労災医療全般に関して解説しています。

労災診療費を正しく請求していただくための労災診療費算定実務研修会やセミナー等を開催しています。

「労災診療費算定実務研修会」は労災診療費の請求漏れ、誤請求等の防止を目的に全国各地で開催され、約10,000名の皆様にご参加いただいております。

低利・無担保・保証人不要の長期運転資金貸付金制度があります。

経営改善の資金として、一定の条件のもとに1,000万円を限度として長期運転資金を低利（令和4年度実績：年0.5%）で借りることができます。

契約金・会費等は不要ですが、支援契約の費用として、初診（被災労働者の1回目）の労災診療費請求時に1,800円（内訳：保険料1,439円、互助費用361円）をいただいております。

公益財団法人 労災保険情報センター 略称：RIC（リック）
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番25号 日教販ビル
TEL. 03-5684-5516（労災医療部） FAX. 03-5684-5521
https://www.rousai-ric.or.jp RIC 検索

昭和63年7月労働大臣設立許可、平成24年11月特定保険業認可、平成25年3月公益財団法人認定

2023.08

FAX 03-5684-5521

アンケート(ご 相 談 シ ー ト)

下記の該当（希望）するところに○（マル）を記入し、FAXして下さい。
ご協力をお願い致します。

1　労災保険指定医療機関の指定について

①	指定を受けたい	（医療機関の所在地を管轄する） **都道府県労働局に** **お問い合わせください（※1）**

（※1）
お問合せ先は、同封の「労災保険指定医療機関の指定手続のご案内」の裏面の「都道府県労働局一覧」をご参照ください。
RICあてにFAXしていただいた場合は、該当労働局へご回答を取次いたします。

		○を記入
②	指定を受けたくない （理由）	

2　ＲＩＣとの契約について

		○を記入
①	契約したい（※2）	
②	説明を聞きたい（電話、面談）（※2）	

（※2）上記①②をご選択いただいた場合、後日、RIC担当者よりご連絡いたします。

③	資料を送って欲しい	
④	契約したくない （理由）	

ご住所	〒□□□－□□□□ 都道府県 市郡区			
フリガナ			フリガナ	
法人名または医療機関名			ご担当者氏名	
ご連絡先	TEL		FAX	

公益財団法人 労災保険情報センター

〒112-0004
東京都文京区後楽1-4-25　日教販ビル2階
電話:03-5684-5516　　FAX:03-5684-5521